

十和田市第2次経済支援対策給付金事業に係るQ&A

【共通事項】

問1 支給対象となる事業について、詳しく教えてください。

→ 【各事業者】の『Q&A』の問1をご覧ください。

問2 添付書類を教えてください。

→ ①給付金支給申請書（オモテ・ウラあり）

②申告に関する書類

- ・個人事業主：令和2年分確定申告書類又は令和3年度市民税・県民税申告書類等の写し
- ・法人事業者：直近事業年度分の法人市民税の確定申告書類の写し

③令和3年4月から11月までのいずれかの月（減収月）と前々年同月の売上高が確認できる書類（帳簿の写しや日計表など、様式は問いません。）

※支給対象事業の他に複数の事業を営んでいる場合は、全事業の売上高と対象事業の売上高の両方がわかる書類等も添付してください。

④業種別営業許可証等の写し（詳しくは【各事業者】の『Q&A』の問2をご覧ください。）

問3 以前、経済支援対策給付金を受給していますが、今回も申請できますか。

→ 申請できます。

問4 支給対象事業の他に不動産業や給与収入など複数の事業を営んでいます。対象となりますか。

→ 市内において「①交通事業②旅客航路事業③宿泊事業④結婚式場事業」を営んでいる場合は、対象となります。

「⑤製造・卸売・小売業⑥観光事業⑦学習支援事業⑧生活関連サービス業」を営んでいる場合は、経営する事業のうち、売上高の最も大きい事業（主たる事業）が⑤～⑧のいずれかである方が対象となります。

なお、主たる事業の確認のため、全事業の売上高と対象事業の売上高の両方がわかる書類等を提出してください。

また、対象となる事業の詳細については、【各事業者】の『Q&A』の問1をご覧ください。

問5 飲食店と小売店を営んでいます。第3次飲食業支援給付金と第2次経済支援対策給付金を両方受給できますか。

→ 重複して受給することはできません。いずれか一方にのみ申請してください。

問6 支給対象事業を複数営んでいます。重複して受給することはできますか。

→ 重複して受給することはできません。支給対象事業のうち、最も金額の大きい給付金額を支給します。

ただし、交通事業者のうち、高速バスと貸切バスを両方営んでいる場合及び旅客航路事業を営んでいる場合に限り、合算して支給します。

十和田市第2次経済支援対策給付金事業に係るQ&A

【共通事項】

問7 複数の事業を営んでいます。比較対象となる売上高は、全ての事業収入の合計ですか。

→ 全ての事業収入ではなく、支給対象となる事業の売上高の合計です。市外の店舗や、支給対象外の事業の売上は含みません。

問8 複数の店舗を経営していますが、店舗分申請することはできますか。

→ 申請・給付は事業者単位となりますので、同一経営者の場合、複数店舗の申請をすることはできません。

問9 創業後2年に満たない場合は対象となりますか。

→ 創業後2年に満たない場合、令和3年4月から11月までのいずれかの月の売上高が、前月又は前々月の売上高と比較して30%以上減少していれば対象となります。

問10 コロナウイルスの影響で現在休業していますが、対象となりますか。

→ 給付金支給後も事業を継続する意欲がある場合は、休業しているかどうかを問わず、対象となります。ただし、令和3年8月31日時点ですでに廃業している場合や、廃業を予定している場合は対象外となります。

問11 申請書はどこで入手できますか。

→ 申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、希望者には郵送しますので、お電話にてご連絡ください【商工観光課：0176-51-6771・6773】

また、商工会議所会報：フロンティア（10月5日発行予定）に折り込みます。

なお、前回の十和田市経済支援給付金の申請をされた方には、個別にご案内をしています。

問12 申請期間・申請方法は？

→ 申請期間は令和3年9月15日から12月28日までです。

コロナウイルス感染拡大防止のため、申請は郵送（12月28日の消印まで有効）のみとします。持参による申請はご遠慮ください。

また、ご相談・問い合わせ等もお電話にてお願いします。

問13 確定申告書、市民税・県民税申告書の控えを持っていません。

→ 十和田市民の方は、市で申告状況を確認します。ただし、確認に時間を要し、支給が遅れる可能性がありますので、申告書をお持ちの方は必ず添付してください。

なお、十和田市外の方は、住所地の管轄税務署または税務担当課へご相談ください。

十和田市第2次経済支援対策給付金事業に係るQ&A

【共通事項】

問14 市税の滞納がない証明等は必要ですか。

→ 市で納税状況を確認しますので、証明書等の添付は必要ありません。ただし、申請日の前後に納付された場合は、領収済納付書の写しを添付してください。添付がない場合は、後日、納付確認のご連絡を差し上げる場合があります。

問15 売上高の減少が確認できる書類とは何ですか。

→ 減収月と前々年同月の帳簿の写しや日計表など、様式は問いません。

問16 前回の申請時に営業許可証等の写しを提出していますが、再度提出が必要ですか。

→ 最新の状況を確認するため、変更がない場合でも再度提出をお願いします。

問17 給付金はいつ頃支給されますか。

→ 提出書類に不備等がなければ、おおむね2週間で支給の可否を決定し、その後、1週間程度で支給となります。

問18 振込先は誰でもよいですか。（各店舗の店長など）

→ 事業主の口座（法人の場合は法人口座）のみとなります。

問19 申告をしていません。どうすればいいですか。

→ まずは税務署で確定申告をお願いします。申告後、申告書の控えを添付して当事業の給付申請をしてください。

・十和田税務署：0176-23-3151（音声ダイヤルで「2」を押す）

※税務署で確定申告不要と言われた場合は、十和田市役所税務課にて市民税・県民税の申告を行ってください。税務課 市民税係 直通：0176-51-6766・6767

問20 なぜ令和2年度の市税等に滞納があれば対象外なのですか。支援措置なのだから全ての事業者へ給付すべきでは？

→ 市民の皆さんが納めた税金から給付金を支給するという考え方から、少なくとも直近年度の滞納がないことを条件としています。

ただし、コロナの影響により徴収猶予の特例の適用を受けている方は支給の対象となります。適用を受けているかどうかについては、市で状況を確認しますので証明書等の添付は必要ありません。

問21 この給付金は税務申告上は何収入になりますか。

→ 「営業収入の雑収入」となります。

十和田市第2次経済支援対策給付金事業に係るQ&A

【共通事項】

問22 他の支援措置（国、県等）を教えてください。

→ 下記の窓口へお問い合わせください。

【その他の支援措置一覧】

内容	相談窓口	電話番号	受付時間
月次支援金	月次支援金事業コールセンター	0120-211-240	8:30～19:00（土日祝含む）
中小企業者等事業継続支援金	十和田商工会議所	0176-24-1111	8:30～17:00（平日のみ）
新型コロナウイルスに 関する経営相談	十和田商工会議所	0176-24-1111	8:30～17:00（平日のみ）
	十和田湖商工会	0176-72-2201	8:30～17:15（平日のみ）
融資	お取引している金融機関へご相談ください。		
雇用調整助成金	ハローワーク十和田	0176-23-5361	8:30～17:15（平日のみ）